

令和7年度 野田市学校給食における食物アレルギー等弁当対応物価高騰対策支援金交付制度について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、下記要件に該当する食物アレルギー等で学校給食を喫食せず、弁当を持参した日の物価高騰額(1食あたり 小学校 25 円/中学校 30 円※令和6年度の補助額)について、令和7年4月分から令和8年3月分を支援します。

支援金交付の対象となる要件

以下の①から③を全て満たしている保護者が対象となります。

- ① 食物アレルギー、宗教上の理由、その他疾病等により、学校給食の提供を受ける代わりに弁当を持参している。(牛乳のみ学校給食の提供を受けており、弁当を持参している場合も含まれます。)
- ② 学校給食の提供を受ける代わりに持参する弁当について、支援を受けていない。
- ③ 学校給食費の滞納が無い。(完納後に申請をお願いします。)

※“弁当”には、おにぎりのみの場合なども含まれます。

支援金対象日

(対象日)

対象のお子様が通学している学校の給食実施日において、弁当を持参した日。

※弁当を持参せず登校し給食の提供を受けた場合や、弁当を持参せず早退や欠席をした場合は、支援金交付の対象日となりませんので、御了承ください。

申請方法

- ① 「野田市学校給食における食物アレルギー等弁当対応物価高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)」に、必要事項を記入してください。
- ② 申請書を、お子様が通学している学校へ提出するか、野田市役所高層棟7階学校教育課へ郵送または直接持参により御提出をお願いいたします。

申請書の提出

- ① 学校教育課へ郵送または直接持参
- ② お子様が通学している学校へ提出する場合
各校で提出期日が異なりますので、御確認をお願いいたします。
※申請は随時受け付けております。

決定通知および支援金交付

審査の結果を記載した決定通知書および支援金交付確定通知書は、学校を通してお知らせい

たします。

通知後、市から指定口座へ確定額を交付いたします。

(支援金交付時期)

前期 4月から9月分： 10月中

後期 10月から3月分：翌年度4月中

申請内容に変更が生じた場合

申請後または決定通知後、申請内容（住所、在籍校、指定口座など）に変更が生じた場合は、速やかに学校教育課へお申し出ください。

その他、ご不明点等があれば、下記までご連絡ください。

お問合せ先・申請書等提出先

〒278-8550

千葉県野田市鶴奉 7-1

野田市教育委員会 学校教育課 保健給食係

電話：04-7199-4766（直通）